4. 地域の建設業

市町村など公共発注者による平準化等の取組を強化するための方策について



建設産業政策2017+10~若い人たちに明日の建設産業を語ろう~(抄)

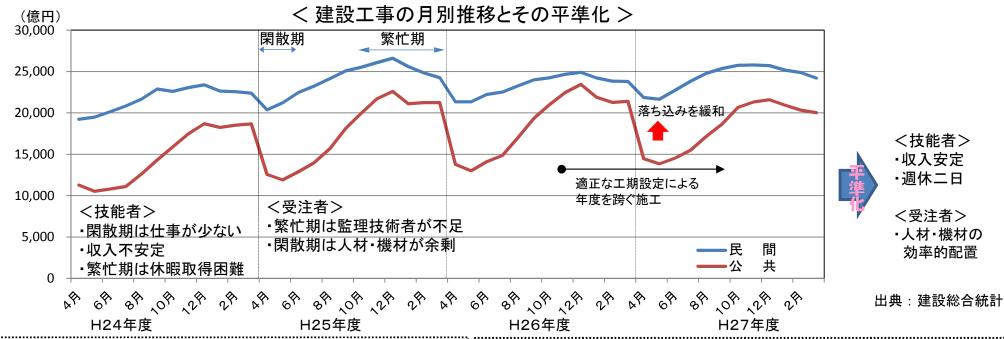


〇建設産業政策2017+10 ~若い人たちに明日の建設産業を語ろう~ (平成29年7月4日建設産業政策会議)(抄)

- Ⅳ 今後の建設産業政策
- 2. 具体的な建設産業政策
- (1)業界内外の連携による働き方改革
 - ③適切な工期を設定する環境を整える
 - ・施工時期の平準化の取組の拡大
 - ー債務負担行為の最大限の活用
 - 一地方公共団体に対し施工時期の平準化の取組の推進を要請
 - 一国、地方公共団体の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表
- (2) 業界内外の連携による生産性向上
- 4)建設工事の繁閑の波をなくす
 - 施工時期の平準化の取組の拡大(再掲)

<施策の概要>

- 人材・資機材の効率的な活用や良好な労働環境を実現し、建設現場の生産性向上を図るため、閑散期と繁忙期の差を縮小する、施工時期の平準化を推進。
- 〇 平準化を推進するため、直轄工事において、適正な工期を確保するための2か年国債(国庫債務負担行為)やゼロ国債を活用。
- 〇 また、地方公共団体に対し平準化の取組の推進について要請するとともに、国、地方公共団体の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取組を全国で実施。



■2か年国債※1の更なる活用

適正な工期を確保するための2か年国債の規模を倍増

H27年度:約200億円 ⇒ H28年度:約700億円 ⇒ H29年度:約1,500億円

- ※1:国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の 議決を経て、後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年 度に亘るものを2か年国債という。
- ※2:国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を 行うが国費の支出は翌年度のもの。

■当初予算における『ゼロ国債※2』の設定 平準化に資する<u>『ゼロ国債』を当初予算において初めて</u>設定 (約1,400億円)



品確法と建設業法・入契法の一体的改正(担い手3法の改正)について

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法**」を中心に、密接に関連する「入契法**」、「建設業法」も一体として改正。(全会一致で可決・成立。H26.6.4公布) ※1:公共工事の品質確保の促進に関する法律、※2:公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

品確法の改正 (H26.6.4施行)

- ■基本理念の追加:将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保、ダンピング防止等
 - → 基本理念を実現するため
- ■発注者の責務(予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、適切な設計変更等)を明確化
- ■事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、行き過ぎた価格競争を是正

基本方針 (H26.9.30閣議決定)

- 〇公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- ○国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務

運用指針(H27.1.30関係省庁申合せ)

○発注者が、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、発注関係事務を適切かつ 効率的に運用するための共通の指針

品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定

入契法の改正 (H26.9.20一部施行、H27.4.1全面施行)

- ■ダンピング対策の強化(入札金額内訳書の提出)
- ■公共工事の適正な施工(施工体制台帳の作成・提出範囲の拡大)

適正化指針 (H26.9.30閣議決定)

- ○低入札価格調査制度等の適切な活用の徹底、歩切りが品確法に違反すること、社会保険等未加入業者の排除等について明記
- 〇発注者は、適正化指針に従って措置を講ずる努力義務

【要請通知 H26.10.22】

建設業法の改正(H27.4.1施行)

(担い手育成・確保の責務はH26.6.4から、解体工事業はH28.6.1から施行)

- ■建設工事の担い手の育成・確保(建設業者団体や国土交通大臣の責務)
- ■適正な施工体制確保の徹底(解体工事業の新設、暴力団排除の徹底)

建設業法施行令の一部改正 (H26.9.19公布、H27.4.1施行)

〇技術検定の不正受検者に対する措置の強化 等

建設業法施行規則の一部改正 (H26.10.31公布、H27.4.1施行)

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の主なポイント 国土交通省

|運用指針とは:品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成

- ▶ 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- ▶ 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

必ず実施すべき事項

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、適正な利潤を確保することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、適正な工期を前提とし、最新の積算基準を適用する。

② 歩切りの根絶

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項 第1号の規定に違反すること等から、これを行わない。

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。予定価格は、原則として事後公表とする。

4 適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に** 設計図書の変更及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の 適切な変更**を行う。

⑤ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握するとともに、各発注者は必要な連携や調整を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める。

実施に努める事項

⑥ 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約** 方式の中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせて適用 する。

⑦ 発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や年度当初からの予算執行の徹底など予算執行上の工夫や、余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化を図る。

8 見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

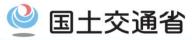
⑨ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は受注者からの協議等について、速やかかつ適切な回答に 努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、発注者と受注者双 方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止 等の協議・審議等を行う会議を、必要に応じて開催する。

① 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。 4

国土交通省における平準化の取組



適正な工期を確保するため、国庫債務負担行為(2か年国債やゼロ国債)を活用すること等により、公共工事の 施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。

平準化に向けた3つの取組

①直轄工事における国庫債務負担行為の積極的活用

適正な工期を確保するための国庫債務負担行為(2か年国債(※1)

及びゼロ国債(※21)を上積みし、閑散期の工事稼働を改善

〈2ヶ年国債+当初予算におけるゼロ国債〉

H27年度 : 約200億円 ⇒ H28年度 : 約700億円

⇒H29年度※ : 約2,900億円 ⇒ H30年度 : 約3,100億円

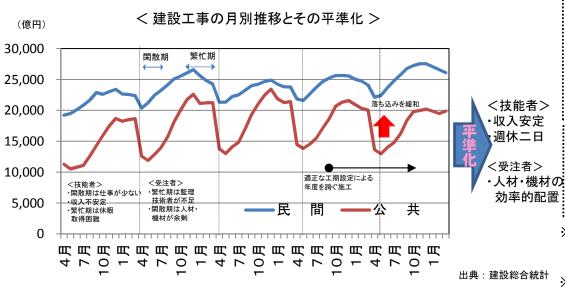
※H29年度から当初予算におけるゼロ国債を設定 ※H30年度の内訳は、2ヶ年国債約1,740億円、ゼロ国債約1,345億円

(参考)

H24年度

H25年度

補正予算でのゼロ国債(29年度:1.567億円)も活用し、平準化に取り組む



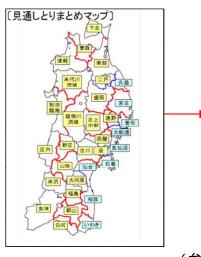
H26年度

H27年度

H28年度

全ブロックで実施している国、地方公共団体等の発注見通しを 統合し、とりまとめ版を公表する取組の参加団体を拡大 ※参加状況の推移: H29.3末時点: 約500団体(約25%)→H30.1末時点: 約870団体(約44%) ※都道府県の参加状況は44/47(H30.1時点)

②地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大





(参考)東北地方の事例



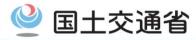
効率的配置

業界からは、技術者の配置計画、あるいは労務資材の 手配について大変役立っているとの評価

③地方公共団体等への取組要請 各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すととも こ、平準化の取組の推進を改めて要請

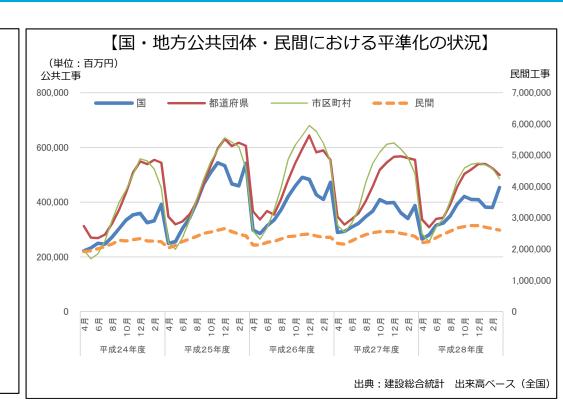
- ※1:国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て 後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年 国債という。
- ※2:国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を 行うが国費の支出は翌年度のもの。

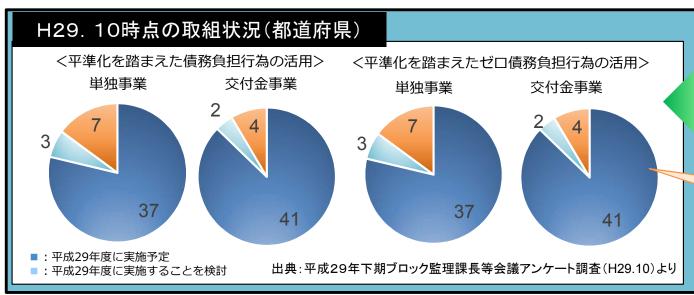
地方公共団体における平準化の取組

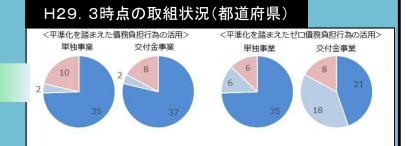


取組状況(地方公共団体における平準化に向けた取組の促進)

- H28.1 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H28.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することも可能であること等について通知
- H28. 4 都道府県が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集をとりまとめ
- H28. 5 都道府県と、工事の性格や地域の実情等を踏まえ、更なる平準化に努めるよう申合せ
- H28.10 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H28. 11 都道府県と、債務負担行為の活用や適切な工期の設定、繰越制度の適切な活用等により、更なる平準化に努める旨を申合せ
- H29. 2 総務省と連名で、地方公共団体の契約担当課だけでなく、新たに財政 担当課に対しても平準化について要請
- H29. 3 都道府県及び市区町村が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集第2版をとりまとめ
- H30.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請

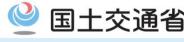






各都道府県における取組は増加傾向にあり、特に、ゼロ債務 負担行為(交付金)においては、 顕著な増加傾向が見られる。

地方公共団体における平準化の取組事例集(さ・し・す・せ・そ) 🔮 国土交通省



- 平成28年4月に公表した都道府県の平準化の先進的な取組の事例集については、更なる充実 化を図るため、新たに市区町村の取組事例を加え、平成29年3月に改訂。
- ■地方公共団体における平準化の取組事例について~平準化の先進事例「さしすせそ」~
- ①(さ)債務負担行為の活用

年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的と して、債務負担行為を積極的に活用

また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担も適切に活用

②(し)柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)

工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で 円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着手 方式等を積極的に活用

③(す)速やかな繰越手続

工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手 難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結 果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始

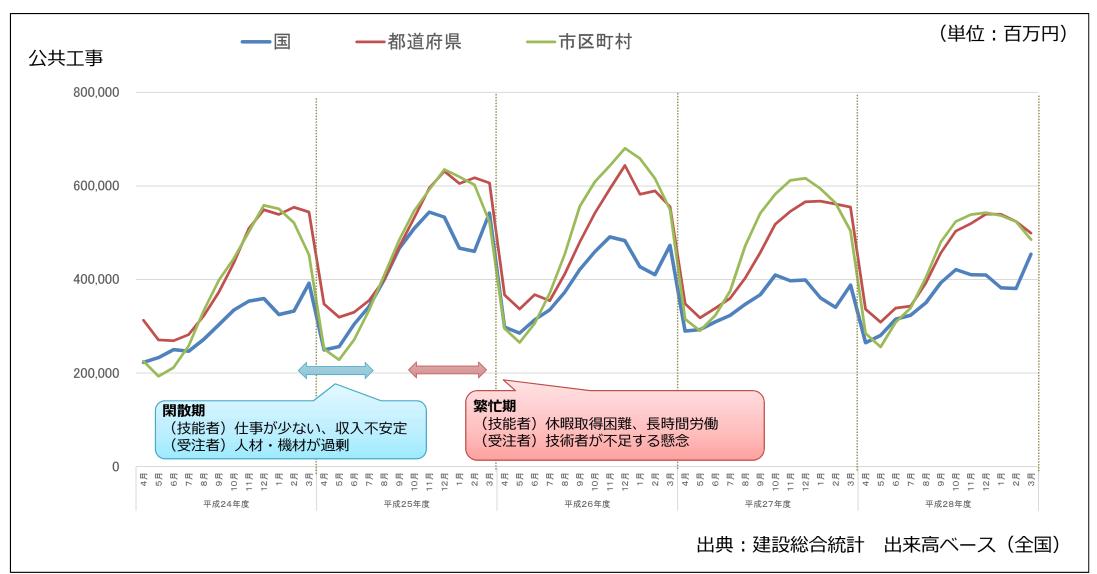
④(せ)積算の前倒し

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始

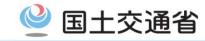
(そ)早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)

年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期(特に4~6月)における 丁事の執行率(契約率)の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施

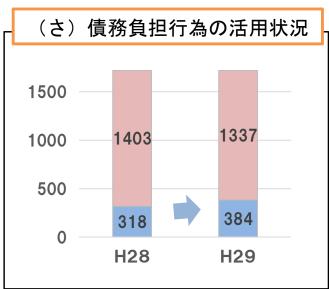
<建設工事の月別推移>



市区町村における「さしすせそ」の取組状況

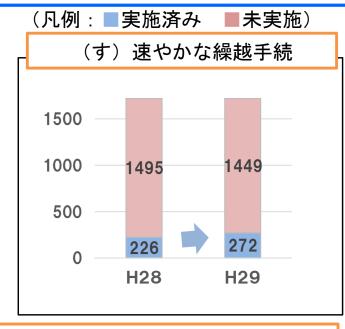


市区町村の取組状況については、平成28年度よりも平成29年度で平準化の取組を実施している団 体数が増加しているが、都道府県と比較すると実施団体の割合は少ない傾向にある。





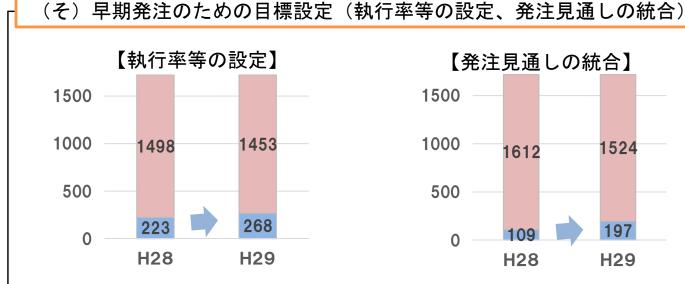




1524

197

H29



平成29年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査(平成29年3月31日時点)より

施工時期の平準化の推進(債務負担行為の活用について)

平成29年11月下期 ブロック 監理課長等会議資料より抜粋

債務負担行為の設定に当たっての課題に関するアンケート結果

平成29年下期ブロック監理課長等会議アンケート調査(H29.10)より

- 〇特に、「交付金事業においては、翌年の予算が確保できるか不透明」との回答が多かった。
 - ▶ 次年度の交付金予算の担保が無いため、大きく設定できない。
- ○前払金を活用することができないので、不調・不落となる可能性が高まる。

翌年の予算確保が不透明	35
財政部局や議会からの反発	9
ゼロ債務の場合、前払金が活用できない	8
事務手続きが煩雑	5

債務負担行為を活用しても第一四半期に施工確保が難しいケースに関するアンケート結果

- 〇土地改良事業・治山事業など施工時期が限定される工事
- ○積雪状況などにより、新年度すぐに着手が難しい場合
- ○前の工事の完成の遅れ等により、発注後すぐに工事着手できない事例がある
- 〇繰り越し工事が想定外に増えた場合、技術者や下請け業者が不足し、第一四半期の施工が停滞する可能性がある。 等との意見がある一方、
- 「〇県債や早期着工箇所については、年度当初より回答可能な工事を対象としており、受注後の施工体制確保に留意している。
- 〇着手前に調整や手続きできるものについては極力行っており、発注者として特に問題となっていることはない。

等、<u>特段問題が無いとした意見が多くみられた</u>。

債務負担行為の設定により、期待される効果

(受注者)

- 人材・機材の実働日数の向上等による建設業の企業経営の健全化
- 労働者(技術者・技能者)の処遇改善(特に休日の確保など)
- 稼働率向上による建設業の機械保有等の促進(建設業の災害時の即応 能力も向上)

(発注者)

- 人材・資材の効率的な活用を促進による入札 不調・不落への対策
- ○中長期的な公共工事の担い手確保対策
- 発注職員等の事務作業が一時期な集中を回避



年度内の工事量の偏りを解消し、年間を通した工事量が安定することで以上のような効果が期待され、 建設生産システムの省力化・効率化・高度化に寄与(生産性の向上)することが考えられる。

平成29年下期ブロック監理課長等会議 アンケート調査(H29.10)より

出水期・降雪等の気象条件 2 継続中など、他の工事の遅れ 3

施工時期の平準化の推進(速やかな繰越手続の推進)

平成29年11月下期 ブロック 監理課長等会議資料より抜粋

早期に繰越申請を実施する際の課題や対応策に関するアンケート結果

▼成29年下期ブロック監理課長等会議アンケート調査(H29.10)より

【課題等に関する意見】

- ○9月や11月時点では、<u>次年度への繰越の有無や繰越額が未確定</u>であるため、 上限額の枠取り申請とならざるを得ない。このような申請内容で、<u>議会の承認が</u> <u>得られる</u>か課題。
- 議会、財務当局、 職員等の理解不足 繰越額の未確定 2 債務負担行為の代用 2
- 〇早期に<u>繰越額が確定されてしまうことで、執行に支障が生じる可能性が懸念される <mark>賃務負担行為の代別</mark> (例:想定以上に事業進捗が図られても、繰越額が確定しているため、業者への支払いができない 等)</u>
- 〇年度末ギリギリまで事業進捗に努めた上で、精査した額で繰り越すことが適当という考えにより年度末直近の議会でのみ繰越明許費を計上しており、平準化を目的とした早期の繰越申請について、<u>財政部局は否定的な考えを持っている。</u>
- 〇平準化の取組としては、債務負担行為の活用を推進することとしている。

【早期の繰越手続を実施済み、あるいは問題ないとの回答】

年内に繰越手続を実施

11

- 〇従来の11月議会での繰越(翌債)設定に加え、9月議会での繰越(翌債)を設定しているが、これまでも繰越額の多さについて議会で度々問題となっており、特に9月議会での繰越(翌債)設定にあたって、財政部局の理解を得るのに苦慮している。
- 〇11月議会で明らかに標準工期を取れないものについては、繰越明許費を計上している。

早期に繰越申請を実施している団体の例

平準化事例集第二版(平成29年3月)抜粋

群馬県

平成28年度9月補正予算において、道路維持修繕事業、河川改修事業や街路事業等に繰越明許費(11億63百万円(県土整備費関係))を設定し、9月定例議会に提出。

岡山県

平成28年度9月補正予算において、地方特定道路整備事業等の繰越明許費(1億74百万円(土木部関係))を設定。また、平成28年度11月補正予算においても、道路整備事業等の繰越明許費(33億5百万円(十木部関係))を設定。

宮崎県

平成28年度9月補正予算及び11月補正予算において、公 共道路新設改良事業、公共河 川事業等の計19事業について 繰越明許費(209億88百万 円)を計上。

沖縄県

平成28年度9月補正予算において、道路事業、河川事業や街路事業等について繰越明許費(34億10百万円)を設定し、9月定例議会に提出。また、平成28年年度11月補正予算においても、無電柱化推進事業や港湾改修事業等の繰越明許費(115億44百万円)を設定し、11月定例議会に提出。

平成29年11月下期 ブロック 監理課長等会議資料より抜粋

都道府県レベルでは、施工時期の平準化に関する取組に広がりが見られるものの、市町村ではその取組が遅れている ところ。

市町村への平準化を進めていく上で、効果的な施策や、課題となっている事項に関するアンケート結果

「平成29年下期ブロック監理課長等 」会議アンケート調査(H29.10)より

市町村の意識改革に関するご意見

- 〇平準化を取り組む目的や、重要性について、各市町村に浸透していない。
- 〇財政関係部局との兼ね合いが難しい。
- 〇首長等から平準化の施策をトップダウンで推進していくことが重要。
- 〇平準化を目的とした<u>繰越が認められていないため、説明に苦慮。</u>

【市町村への取組の推進と課題】

発注者協議会の活用	8
市町村内の意識改革※	7
事例の共有の必要性	8
平準化に馴染まない	5

(その他、債務負担行為の設定に伴い、翌年の予算の確保が 不透明であるといった意見があった。)

※: 首長や財務部局、職員等を含む回答。

事例の共有に関するご意見

- 〇平準化の重要性を一目で理解できるようなパンフレット等を作成し配布することが効果的。
- 〇区市町村は債務負担を行うこと自体が稀かと思うので、他の自治体の事例等は参考になるものと考える。
- 〇品確協で取り組んでいる項目(発注見通しの公表等)以外の平準化施策<u>(ゼロ債、週休二日等)についての、市町への啓発</u>。
- ○<u>予算の明許繰越や債務負担行為の活用に消極的な市町村もある</u>と聞いているため、柔軟な対応に努めていただくよう啓発している。

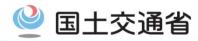
平準化に馴染まないとした意見

- 〇予算規模が小さく、単年度施工が多いため、平準化の観点での繰越・債務予算の確保が困難(財政当局の理解が困難)。
- |〇上半期発注が困難な場合がある。(農繁期・出水期・観光シーズンなど)



市町村の平準化の推進に向け、平準化事例集を更新するなど、更なる平準化に向けた取組の推進を検討。

法令における現行の平準化の規定ぶりについて



- 建設業法、公共工事入札契約適正化法の体系において、平準化に関する規定は存在しない。
- 公共工事品質確保法において、計画的な発注等について規定。
- ○建設業法(昭 和24年法律 第100号)
- 〇建設業法施行 令、建設業法 施行規則 等
- 〇公共工事の入 札及び契約の 適正化の促進 に関する法律(平成12年法 律第127号)
- 〇公共工事の入 札及び契約の 適正化を図る ための措置に 関する指針 等

⇒規定なし

〇公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号) 【法律】

⇒規定あり

(発注者の責務)

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務(以下「発注関係事務」という。)を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。 ー~三 (略)

四 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。

五・六 (略) 2・3 (略)

【公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針】 (平成17年8月26日閣議決定、平成26年9月30日最終変更))

- 第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針
 - 1 発注関係事務の適切な実施
 - (3) 計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更

発注時期がある時期に過度に集中したり、根拠なく短い工期を設定すると、受注者側にとっては、人員や機械の効率的利用が困難となり、また、厳しい工程管理を強いられることにより効率的な施工体制が確保できないおそれがあり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることとなる。このため、発注者は、債務負担行為の積極的活用等により発注・施工時期の平準化を図るよう努めるものとする。また、受注者側が計画的に施工体制を確保することができるよう、地域の実情等に応じて、各発注者が連携して発注見通しを統合して公表する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。さらに、発注者は、当該工事の規模、難易度や地域の実情等を踏まえた適切な工期を設定するよう努めるものとする。また、契約後に施工条件について予期することができない状態が生じる等により、工事内容の変更等が必要となる場合には、適切に設計図書の変更を行い、それに伴い請負代金の額及び工期に変動が生じる場合には、適切にこれらの変更を行うものとする。 ※基本方針の事項について、努力義務あり(公共工事品確法第10条)

【発注関係事務の運用に関する指針】(平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ)

- Ⅱ. 発注関係事務の適切な実施について
 - 1. 発注関係事務の適切な実施
 - (2) 工事発注準備段階

(発注や施工時期等の平準化)

地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会や地方公共工事契約業務連絡協議会等(以下「地域発注者協議会等」という。)を通じて、各発注者が連携し、発注者の取組や地域の実情等を踏まえ、発注見通しについて地区単位等で統合して公表するよう努める。また、債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化に努める。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の概要

平成26年 改正 (H27.4.1 全面施行)

目的

公共工事の入札・契約に関し

- ◆基本となるべき事項を規定
- ◆発注者に対し、情報の公表などの 措置を義務付け
- ◆適正化指針の策定等の制度の整備



〇公共工事に対する国民の信頼確保

〇公共工事を請け負う建設業の健全な発達

公共工事の入札・契約の適正化の基本となるべき事項

- ①入札・契約における透明性の確保
- ③不正行為の排除の徹底 ⑤工事の適正な施工の確保

②公正な競争の促進

④ダンピング受注の防止

発注者・受注者に対する具体的な措置

○情報の公表

- ・発注工事名、時期等発注の見通し(毎年)
- ・入札参加者の資格、入札者、落札者、金額等(工事ごと)

〇不正行為に対する措置

・不正事実(談合、技術者の不設置、暴力団関係者であること等)が判明した場合、発注者が公正取引委員会や建設業許可行政庁へ通知

○ダンピング受注の防止(適正な金額での契約締結)

- ・入札金額の内訳書の提出義務(建設業者)
- ・提出された内訳書の確認その他の必要な措置の実施(発注者)

○施工体制の適正化

- ・一括下請負(丸投げ)の全面的禁止
- ・全ての工事について施工体制台帳を元請業者が作成・発注者に提出 発注者は現場の施工体制と照合

その他発注者が努めるべき事項を規定

- ・職員に対する教育
- ・建設業者に対する指導 等

適正化指針の策定

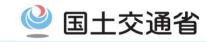
適正化指針 (H26.9.30最終改正)

=国土交通大臣・総務大臣・財務大臣が共同で案を作成 し、閣議決定。

【主な内容】

- ・第三者機関による入札過程等のチェック
- ・公正な競争を促進するための入札・契約方式の改善(一般競争入 札の適切な活用、総合評価落札方式の適切な活用等)
- ・ダンピング受注の防止(適正な予定価格の設定、低入札価格調査制度等の適切な活用の徹底等)
- ・工事の施工状況の評価の実施の徹底
- →適正化指針のフォローアップ
- ·毎年度、取組状況を把握し、<u>公表</u>
- ・国土交通大臣及び総務大臣が、地方公共団体に対し、 特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請

市町村など公共発注者におけるその他の課題について



〇 担い手三法を踏まえた取組等について、地方公共団体(特に市町村)の取組に遅れが見られる状況。

予定価格の公表時期

- 〇予定価格については、入札前に公表すると、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から原則として事後公表とすべき。
- ⇒15都道府県(全体の<u>約31%</u>)、685市町村(全体の<u>約40%</u>)が、 予定価格を全案件事前公表している。

低入札価格調査基準又は最低制限価格の公表時期

- ○低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を定めた場合に は、当該価格については入札に前に公表しないものとすべき。
- ⇒2県(全体の<u>約4%</u>)、160の市町村(全体の<u>約9%</u>)は、いずれか を<u>事前</u>公表。

低入札価格調査基準又は最低制限価格の導入

- 〇ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又 は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、適切活用 を徹底すべき。
- ⇒126市町村(全体の<u>約7%</u>)は、<u>いずれの制度も導入していない</u>。

一般競争入札の導入

- ○一般競争入札の性格及び一般競争入札が原則とされていること を踏まえ、対象工事等の見直し等により適切な活用を図るべき。
- ⇒都道府県及び指定都市においては、すべての団体において導入されているが、369市区町村(全体の<u>約21%</u>)においては、<u>未導入</u>となっている。

総合評価落札方式の導入

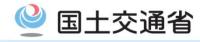
- 〇総合評価落札方式の性格を踏まえ、工事の性格等に応じた適切 な活用を図るべき。
- ⇒都道府県及び指定都市においては、すべての団体において導入 されているが、623市区町村(全体の<u>約36%</u>)においては、<u>未導入</u> となっている。

多様な入札契約方式の導入

- ○発注体制等を踏まえつつ、工事の性格や地域の実情に応じて、 多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、又 は組み合わせて適用すべき。
- →発注者体制補完に資するCM方式(ピュア型)の導入状況を見ると、53団体(全体の2.4%)のみの導入となっている。

平成29年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査(平成29年3月31日時点)より

つ 地域の実情等や、制度(条例など)の改正の必要性への懸念から、改善が進まない地方公共団体も多く存在することから、今後取組の遅れている地方公共団体の改善が十分に進んでいくかどうかが課題。



- 働き方改革や生産性向上の観点から、施工時期等の平準化について、地方公共団体(特に市町村)における取組をより一層推進するうえで、どのような制度的な位置づけが考えられるか。
 - ⇒ 平準化を具体的に進めるうえで発注者の規範となる事項の明確化 (例:債務負担行為や繰越の活用、平準化に留意した発注計画の作成、等)
 - ⇒ 受注者にとって意義のある情報の公表のあり方 (例:早期発注に係る方針の公表、等)
- このほか、担い手三法に基づく取組等の浸透状況も踏まえつつ、働き方改革や生産性向上の観点から、明確にすべき公共発注者の役割として、どのようなものが考えられるか。